

地域医療構想の策定について

1 地域医療構想の概要について

- 平成26年6月に成立した「医療介護総合確保促進法」により医療法が改正され、平成27年4月以降、都道府県は「地域医療構想」を策定することとなった。
- 「地域医療構想」は、平成37年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに平成37年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 国から都道府県に対し、「地域医療構想策定ガイドライン」が昨年度末に発出。

(1) 構想の性格

医療計画の一部として定める。(医療法第30条の4)

(2) 構想の内容

構想区域を設定し、当該区域における病床の機能区分ごとの平成37年の必要病床数を推計して、その推計等に基づき、当該区域の目指すべき医療提供体制を明らかにする。(医療法 第30条の4第2項第7号・第8号)

<病床の4機能区分>

| | |
|---------|--|
| 高度急性期機能 | 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 |
| 急性期機能 | 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて医療を提供する機能 |
| 回復期機能 | 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADL (Activities of Daily Living : 着替え, 入浴などの日常生活動作) の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能 |
| 慢性期機能 | 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能。長期にわたり療養が必要な重度の障害者、難病患者等を入院させる機能 |

2 策定スケジュール (最短の場合)

| 月 | 医療審議会 | 圏域保健医療福祉推進会議 (地域医療構想調整ワーキンググループ) |
|------------|--|--|
| 平成27年 3 | 医療審議会 (国のガイドライン及び本県における策定手順等) | |
| 4 | 県から医療審議会に策定を諮問 | |
| 5 | | |
| 6 | 国からデータの提供 | |
| 7 | 医療審議会医療体制部会 (データの共有・分析、構想区域の検討) | |
| 8 | | 圏域会議 (構想区域の検討、地域医療構想調整ワーキンググループの設置) ワーキンググループ (データの共有・分析等) [圏域会議と同日開催] |
| 9 | | |
| 10 | 医療審議会 (データの共有・分析、構想区域の設定) | |
| 11 | ↓ | |
| 12 | 医療審議会医療体制部会 (各医療機能の病床の必要量、構想を実現するための施策等) | |
| 平成28年 1 | | ワーキンググループ (各医療機能の病床の必要量、構想を実現するための施策等) |
| 2 | 医療審議会医療体制部会 (素案検討、現行医療計画の見直し(注)) ↓ パブコメ・関係団体等への意見聴取 | 素案について構成員へ文書照会 |
| 3 | 医療審議会 (答申) ↓ 公示 (地域医療構想、基準病床数) | |

(注) 現行医療計画のうち基準病床数が今年度で期間を終了するため、次期医療計画を策定するまでの2年間(平成28~29年度)の基準病床数を設定する。